

7月の「保育園子育て応援事業」活動計画

「保育園子育て応援事業」は、在宅の3歳までの乳幼児と保護者及び妊婦さんが参加できます。登録をされていない方は、事前に登録していただき、お問い合わせでご参加ください。事業計画の対象児でなくても参加できます。



保育園	馬山保育園	小坂保育園	青倉保育園
会場	保育園ホール	保育園内	保育園内
実施日	7/19(木)	7/28(土)	7/10(火)
時間	10:00~11:00	16:00~	10:00~11:30
対象児	妊婦さんと3才児まで	未就園児	妊婦さん~3才
内容	リトミック	納涼祭	赤ちゃんマッサージ
	乳幼児の育て方及び在園児との交流	夏の夕方、親子で納涼祭を楽しむ	親子造形遊び「指絵の具で遊ぼう」
準備するもの	運動の出来る服装でお出かけください。		赤ちゃんマッサージはバスタオルを1枚用意してください。汚れても良い服装でお出掛けください。
講師	リトミック講師 田中文華、蟻坂弘江 担当保育士 寒河江恵子	荒船太鼓・盆踊り・ お店やさん・スイカ割・花火	参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

■問い合わせ先 馬山保育園 82-2323 小坂保育園 82-2116
青倉保育園 82-2549 下仁田町役場 健康課福祉係 (内線325)

年金

国民年金保険料免除制度等のお知らせ

― 申請は原則として毎年必要です ―

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除を受けたい期間や、納付猶予を受けた期間中に万が一の事故で障害が残ったときや、一家の支え手がなくなったときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。(一部免除の場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。)

○申請免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると保険料の全額または一部が免除されます。一部免除には、4分の3(4分の1納付)、半額(半額納付)、4分の1(4分の3納付)があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。

ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

承認期間は、平成24年7月から平成25年6月までです。

○若年者納付猶予制度

30歳未満で、世帯主の所得に関係なく、本人及び配偶者の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。

○学生納付特例制度

学生本人の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料納付が猶予されます。

承認期間は、平成24年4月から平成25年3月までです。

※申請免除、若年者納付猶予、学生納付特例の各制度はともに、申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除及び若年者納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)することができます(失業等による理由を除く)。

※今まで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けており継続申請をしていない方、一部免除の承認を受けていた方は、6月で承認期間が切れています。引き続き免除等を希望する場合には申請が必要です。忘れずに市役所・町村役場の国民年金担当係へ申請の手続きをしてください。

国民年金保険料免除に関するお問い合わせ先
・高崎年金事務所 国民年金課 (☎027・322・7731)

